

令和五年度採用 特別支援学校

次の文章を読んで、後の□一□三の間に答えよ。

志願種別	特別支援
受験番号	

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

(執行草舟『毒を食らえ』より)

一 本文中の傍線部 a ~ c の片仮名を漢字に直したときと同じ漢字を使う語句の組み合わせとして適切なものを、次の① ~ ⑥の中から一つ選べ。

c	a	b
ウ	ア	ア
イ	イ	イ
ア	ウ	ウ
新しい機能がトウサイされる。	学歴ヘンチヨウからの脱却。	心情をトロする。
	日本各地をヘンレキする。	トバクが禁じられる。
	用意シユウトウな計画。	金品をジョウトする。
	七転バツトウの苦しみ。	

⑥	⑤	④	③	②	①
a	a	a	a	a	a
イ	ウ	ア	イ	ウ	ア
b	b	b	b	b	b
ア	ウ	イ	ウ	イ	ア
c	c	c	c	c	c
ウ	イ	ア	ウ	イ	ア

二 空欄 ア ~ エ に入る言葉の組み合わせとして最も適切なものを、次の① ~ ⑤の中から一つ選べ。

⑤	④	③	②	①
ア	ア	ア	ア	ア
だから	また	そして	たとえば	ところが
イ	イ	イ	イ	イ
そして	だから	ところが	ところが	だから
ウ	ウ	ウ	ウ	ウ
そして	ところが	そして	だからこそ	だからこそ
エ	エ	エ	エ	エ
ところが	だからこそ	だからこそ	そして	そして

三 本文に書かれていることの組み合わせとして適切なものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

ア 松尾芭蕉は生涯を旅に捧げ、一人で死ぬことを願っていた一方で、弟子に囲まれて迎えた最期は幸福であり、まさに燃え尽きた人生であったと言える。

イ 自分の命を燃やし尽くすことこそが人生の目的であり、そこに向かって生きていくことが重要で、長生きするかどうかは結果論に過ぎない。

ウ かつての禅僧は、生命の本質を突き詰めるために命がけの厳しい修行を求められたため、修行を耐え抜いた二割の僧は尊敬される年寄りとして扱われた。

エ 人はただ死ぬために生きているのではなく、よりよい方をしながら死に向かうべきであり、年老いたらどのように死ぬかを身内には伝えておくべきである。

オ 自分の命を自分以外のものに捧げることこそが何よりも重要なのであって、現代の「自分らしい人生」という価値観は警戒すべきである。

- ① ウ・エ ② ア・イ ③ エ・オ ④ ア・ウ ⑤ イ・オ

- 4 次の記述の ア に当てはまるものを①～③の中から、 イ に当てはまるものを④～⑥の中から、 ウ に当てはまるものを⑦～⑧の中から、それぞれ一つずつ選べ。

イギリスでは、17世紀の後半に、名誉革命によって議会を尊重する国王が新たに選ばれ、 ア が定められた。これにより世界初の立憲君主制と議会政治が始まると、この制度は19世紀から20世紀にかけて他国へも広まっていった。
フランスでは、18世紀の終わり頃に、フランス革命がおこり、王政を廃止し共和政が開始された。しかしながら革命による混乱等による不安定な状態が続くうちに、外国との戦争で活躍をした イ が権力を握ると革命の終結を宣言し、皇帝の座についた。日本では、19世紀の終わり頃に、大日本帝国憲法が發布され、第1回帝国議会が開かれた。そのころ、欧米との間の不平等条約の改正が重要な課題となっており、陸奥宗光が日英通商航海条約によって ウ を実現し、他の国々とも同様の改正が実現した。

- | | | | |
|------------------------|---------------|------------|---------|
| <input type="text"/> ア | ① 大憲章 | ② 権利章典 | ③ 人権宣言 |
| <input type="text"/> イ | ④ ナポレオン | ⑤ クロムウェル | ⑥ ビスマルク |
| <input type="text"/> ウ | ⑦ 関税自主権の完全な回復 | ⑧ 領事裁判権の撤廃 | |

- 5 グラフは、2018年の日本、中国、インドにおける二酸化炭素の総排出量と一人あたりの排出量を示している。X～Zの組合せとして正しいものを、次の①～⑥から一つ選べ。

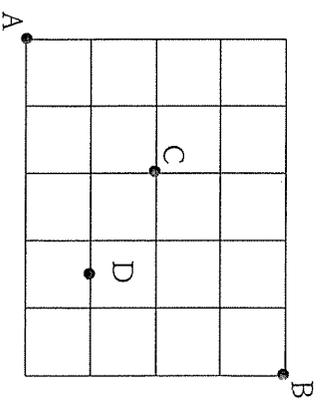
著作権保護の観点により、掲載いたしません。

(『世界国勢図会 2021/22年版』より作成)

- | | | | | | | | |
|---|---------|---------|--------|---|---------|--------|---------|
| ① | X = 日本 | Y = インド | Z = 中国 | ② | X = 日本 | Y = 中国 | Z = インド |
| ③ | X = 中国 | Y = インド | Z = 日本 | ④ | X = 中国 | Y = 日本 | Z = インド |
| ⑤ | X = インド | Y = 中国 | Z = 日本 | ⑥ | X = インド | Y = 日本 | Z = 中国 |

- 6 次の文について、ア, イ に当てはまる数字の組み合わせとして正しいものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

右の図で、点 A から点 B まで最短経路で向かうことを考える。点 A から点 C を必ず通って点 B に向かう方法は全部で ア 通りある。また、点 A から点 D を通らずに点 B に向かう方法は全部で イ 通りある。



	①	②	③	④	⑤	⑥
ア	1 6	1 6	2 4	2 4	6 0	6 0
イ	1 2	1 1 8	1 1	1 1 0	8 6	1 1 0

- 7 xy 平面上に、 x の2次関数 $y = -x^2 + 2ax + 2a - 3$ のグラフがある。このグラフが x 軸と少なくとも1つの共有点をもつとき、 a の値の範囲を次の①～⑧の中から一つ選べ。

- ① $a \geq 1$ ② $-3 < a < 1$ ③ $-3 \leq a \leq 1$ ④ $a < -3, 1 < a$
 ⑤ $a \leq -3, 1 \leq a$ ⑥ $-1 < a < 3$ ⑦ $-1 \leq a \leq 3$ ⑧ $a > 3$

8 東向きに速さ 10m/s で進む自動車 A がある。東向きに速さ 20m/s で進む自動車 B から見た A の相対速度として最も適切なものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

- ① 東向きに 10m/s ② 東向きに 15m/s ③ 東向きに 30m/s
④ 西向きに 10m/s ⑤ 西向きに 15m/s ⑥ 西向きに 30m/s

9 160g の水に砂糖 20g を溶かしたとき、できた砂糖水の質量パーセント濃度は何% か。最も適切なものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

- ① 8% ② 11% ③ 13% ④ 16% ⑤ 20% ⑥ 32%

- 10 下線部(A)の文は、会話のどこに入るか。最も適切な箇所を①～⑤から一つ選び、解答欄にマークしなさい。

(A) You have my word.

著作権保護の観点により、掲載いたしません。

[based on *Radio English Conversation*]

本試験においては、法令等に規定されている用語、名称、団体、機関等の固有名称は「障害」の表記を用いている。ただし、岐阜県では、平成20年4月より「障害」を「障がい」と表記することとしているため、本県の特別支援教育に関する出題においては「障がい」と表記している。

1.1 次の文は、平成29年3月に文部科学省が示した「発達障害を含む障害のある幼

児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」第4部 専門家用 ○特別支援学校用（センタ儿的機能）2. センタ儿的機能を有効に発揮するための特別支援学校の体制整備についての内容を抜粋したものである。内容について該当しないものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 特別支援学校においては、特別支援教育コーディネーターだけに任せきりにするのではなく、学校組織として対応していくことが重要です。そのため、センタ儿的機能のための組織（例えば「地域支援部」等）を設け、校内の校務分掌への位置付けを明確にすることが大切です。
- ② 児童等への教育的支援について重要な役割を果たす機関として、特別支援学校が支援地域の中核となって、周囲の特別支援学校との互いの強みを生かした連携を行うとともに、各学校、医療機関、保健所、福祉機関、就労支援機関、発達障害者支援センターのネットワークを構築することが大切です。
- ③ 巡回相談員は、対象となった児童等への教育的支援が継続して行われるよう、校内における教育支援体制の整備に協力します。特に、既に対象となっている児童等以外にも教育上特別の支援を必要とする児童等がいることを想定し、校内委員会における実態把握の視点を強化させていくよう適切に助言することが大切です。
- ④ 各学校等で、どのようなニーズと活用可能な人材や組織があるのかを明確に把握し、特別支援学校の人材や組織、実践事例等を活用して、どのような支援を行えばニーズに対応できるかを検討し、実施することが重要です。
- ⑤ 特別支援学校の教職員は、地域の小学校等に対して適切な支援を行うことができるよう、障害等による困難に関する理解、実態把握の進め方、集団指導の中で行える支援内容及び個別の教育支援計画等の作成に係る助言等を行うための専門性が必要になります。さらに、早期からの教育相談を含めて多様な相談に対応できる知識や能力、様々な障害による困難への理解と指導技術、障害者福祉・雇用の制度の理解及び就労・移行支援に関する考え方も身に付ける必要があります。

12 次の文は、特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）に示された、重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて述べた内容から一部抜粋したものである。枠内の記述に対する解説として、内容に誤りのあるものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

小学部・中学部学習指導要領（第1章第8節の4）

4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。

- ① 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校において，小学部第5学年及び第6学年で外国語科，小学部第3学年及び第4学年で外国語活動が導入されたことに伴い，自立活動を主として指導を行う場合には，外国語科及び外国活動についても一部又は全部を替えることができる。
- ② 重複障害者のうち，障害の状態により特に必要がある場合には，各教科，道徳科，外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科，外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて，自立活動を主として指導を行うことができる。
- ③ 障害が重複している，あるいはそれらの障害が重度であるという理由だけで，各教科等の目標や内容を取り扱うことを全く検討しないまま，安易に自立活動を主として指導を行うことのないように留意しなければならない。
- ④ 道徳科及び特別活動については，その目標及び内容の全部を替えることができる。
- ⑤ ここで規定する「重複障害者」とは，当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり，視覚障害，聴覚障害，知的障害，肢体不自由及び病弱について，原則的には学校教育法施行令第22条の3において規定している程度の障害を複数併せ有する者を指している。しかし，教育課程を編成する上で，この規定を適用するに当たっては，指導上の必要性から，必ずしもこれに限定される必要はなく，言語障害，自閉症，情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてよい。

13 次の文は、令和3年1月26日に取りまとめられた中央教育審議会『「令和の日
本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な
学びと、協働的な学びの実現～（答申）』第Ⅱ部 各論 4. 新時代の特別支援教
育の在り方について（3）特別支援教育を担う教師の専門性向上から、特別支援学
校の教師に求められる専門性について、内容の一部を抜粋したものである。ア～オに
当てはまる語句の組み合わせとして正しいものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

多様な実態の子供の指導を行うため、特別支援学校の教師には、障害の状態や特性
及びアの段階等を十分に把握して、これを各教科等やイの指導等に反映できる
幅広い知識・技能の習得や、学校内外の専門家等とも連携しながら専門的な知見を活
用して指導に当たる能力が必要である。

また、障害のある子供のウが複数の障害を重複していることを踏まえた対応が
必要である。例えば、エ第24条において示されている通り、盲ろうの障害に関
し、最も適切な教育が行われるべきことが求められているが、実際に盲ろうの障害を
有する子供は、情報のオの観点から補完関係にある視覚と聴覚の両方に障害があ
るため、盲ろうの障害の独自性に合わせた指導事例の収集や、指導や支援のポイント
の整理等を進めるなど、専門性の高い教師の育成を支援していく必要がある。

- | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|---|------|---|-----|---|----------|---|-------|
| ① | ア | 心身の発達 | イ | 自立活動 | ウ | 一定数 | エ | 障害者権利条約 | オ | 入力や出力 |
| ② | ア | 心身の発達 | イ | 日常生活 | ウ | 多く | エ | 障害者総合支援法 | オ | 最適化 |
| ③ | ア | 身体の発達 | イ | 自立活動 | ウ | 多く | エ | 障害者権利条約 | オ | 最適化 |
| ④ | ア | 心身の発達 | イ | 自立活動 | ウ | 一定数 | エ | 障害者総合支援法 | オ | 最適化 |
| ⑤ | ア | 身体の発達 | イ | 日常生活 | ウ | 多く | エ | 障害者総合支援法 | オ | 入力や出力 |

14 次の文は、令和4年6月時点での厚生労働省のホームページに掲載されている「てんかん」について説明した内容を一部抜粋したものである。内容について誤っているものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 「てんかん」とは、「てんかん発作」を繰り返す状態です。「てんかん発作」は、脳にある神経細胞の異常な電気活動により引き起こされる発作のことで、突発的に運動神経、感覚神経、自律神経、意識、高次脳機能などの神経系が異常に活動することで症状を出します。
- ② 「てんかん発作」ではそれぞれの神経系に対応し、体の一部が固くなる（運動神経）、手足がしびれたり耳鳴りがしたりする（感覚神経）、動悸や吐き気を生じる（自律神経）、意識を失う、言葉が出にくくなる（高次脳機能）などのさまざまな症状を生じます。
- ③ 脳が発生する過程で生じた構造の異常、代謝異常症、遺伝子の異常などの生下時から原因だけではなく、頭部外傷、中枢神経感染症、自己免疫性脳炎、脳卒中、認知症等のさまざまな脳の疾患が原因となります。
- ④ 「てんかん発作」には様々な種類があり、異常な電気活動を起こしている脳の部位に対応した様々な症状が出現します。「てんかん発作」は、ほとんどの場合数秒～数分間で終わりますが、時には数時間以上続くてんかん重積状態も起こります。
- ⑤ 抗てんかん薬は「てんかん」の原因を取り除くことができ、「てんかん発作」を起こりにくくします。抗てんかん薬には様々な種類があります。発作の種類やその他の状況（年齢、性、副作用など）により、使用する抗てんかん薬は異なります。
- ⑥ 抗てんかん薬を内服することで、大部分の方は発作が抑制され、さらに一部の方では数年後には薬をやめることができようになります。抗てんかん薬を内服しても発作が十分に抑えられない場合には、脳外科手術により発作が抑制されることもあり、食事療法や迷走神経刺激術といった他の治療により発作が軽減する方もいます。

15 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示された、自立活動における「健康の保持」の区分の下に設けられた項目である。平成21年3月告示の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示された同区分の記載内容に新設された項目を、次の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- ② 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- ③ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- ④ 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
- ⑤ 健康状態の維持・改善に関すること。

16 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示された、第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第2款 教育課程の編成の中で、キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項について述べた内容から一部抜粋したものである。記述内容のうち誤っているものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

- ① 普通科においては、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学校や地域の実態等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。
- ② 職業に関する各教科・科目については、講義・事前学習に配当する授業時数を十分確保するようにすること。
- ③ 生徒の実態を考慮し、職業に関する各教科・科目の履修を容易にするため特別な配慮が必要な場合には、各分野における基礎的又は中核的な科目を重点的に選択し、その内容については基礎的・基本的な事項が確実に身に付くように取り扱い、また、主として実験・実習によって指導するなどの工夫をこらすようにすること。
- ④ 職業に関する各教科・科目については、就業体験活動をもって実習に替えることができること。この場合、就業体験活動は、その各教科・科目の内容に直接関係があり、かつ、その一部としてあらかじめ計画し、評価されるものであることを要すること。
- ⑤ 農業、水産及び家庭に関する各教科・科目の指導に当たっては、ホームプロジェクトなどの活動を活用して、学習の効果を上げるよう留意すること。この場合、ホームプロジェクトについては、適切な授業時数をこれに充てることができること。

17 下記は、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月告示）に示された、第1章 総則 第3 幼稚園における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の項目である。この項目に該当しないものを、次の①～⑩の中から二つ選べ。

- ① 健康な心と体
- ② 依存心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形，標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 多様な方法による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

18 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示された、第1章 総則 第7節 道徳教育に関する配慮事項の中で、小学部の各学年段階における留意事項について述べた内容から一部抜粋したものである。小学部の内容に含まれないものを、次の①～⑩の中から一つ選べ。

〔第1学年及び第2学年〕

- ① 挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること
- ② 善悪を判断し，してはならないことをしないこと
- ③ 社会生活上のきまりを守ること

〔第3学年及び第4学年〕

- ④ 善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと
- ⑤ 身近な人々と協力し助け合うこと
- ⑥ 集団や社会のきまりを守ること

〔第5学年及び第6学年〕

- ⑦ 相手の考え方や立場を理解して支え合うこと
- ⑧ 法やきまりの意義を理解して進んで守ること
- ⑨ 集団生活の充実に努めること
- ⑩ 国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けること

19 次の文は、特別支援学校高等部学習指導要領（平成31年2月告示）に示された、第1章 総則 第2節 教育課程の編成 第5款 生徒の調和的な発達の支援の中で、生徒の調和的な発達を支える指導の充実について述べた内容から一部抜粋したものである。ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして正しいものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

生徒が、学校教育を通じて身に付けた知識及び技能を活用し、もてる能力を最大限伸ばすことができるよう、生涯学習への〔ア〕を高めるとともに、〔イ〕教育その他様々な学習機会に関する情報の提供に努めること。また、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう、〔ウ〕のスポーツ団体、文化芸術団体及び障害者福祉団体等と連携し、多様なスポーツや文化芸術活動を〔エ〕することができるよう配慮すること。

- | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|----|---|----|---|----|
| ① | ア | 意欲 | イ | 家庭 | ウ | 全国 | エ | 体験 |
| ② | ア | 関心 | イ | 通信 | ウ | 海外 | エ | 企画 |
| ③ | ア | 意欲 | イ | 社会 | ウ | 地域 | エ | 体験 |
| ④ | ア | 意識 | イ | 社会 | ウ | 海外 | エ | 鑑賞 |
| ⑤ | ア | 意識 | イ | 通信 | ウ | 地域 | エ | 企画 |
| ⑥ | ア | 関心 | イ | 家庭 | ウ | 全国 | エ | 鑑賞 |

20 次の文は、2019年3月岐阜県が示した「岐阜県教育振興基本計画 第3次 岐阜県教育ビジョン」基本方針2 多様な学びを支援する教育体制の充実の中で特別支援教育の推進における取り組みべき主な施策の一部を抜粋したものである。ア～クに挙げられている内容の中で、該当しないものの組み合わせを次の①～⑧の中から一つ選べ。

- ア 高等特別支援学校機能の全県展開
- イ 特別支援教育における教職員の専門性の向上
- ウ 地域での学びを支える教育環境の整備
- エ 医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制の整備に向けたガイドラインの策定と校外学習等における医療的ケア実施体制の構築
- オ 一人一人の多様なニーズに対応した「学びのスタイル」の構築
- カ 長期入院している高校生に対する教育保障体制の整備
- キ 特別支援学校高等部作業学習の見直しと到達度認定の仕組みづくり
- ク 交流及び共同学習を通じた心のバリアフリーの推進

- | | | | | | | | |
|---|-----|---|-----|---|-----|---|-----|
| ① | イ・カ | ② | カ・ク | ③ | オ・キ | ④ | ウ・キ |
| ⑤ | ア・エ | ⑥ | ウ・オ | ⑦ | ア・イ | ⑧ | エ・ク |

21 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示された、第1章 総則 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱いについて述べたものである。内容に誤りがあるものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。ただし、内容に誤りがない場合は⑦を選べ。

- ① 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができること。
- ② 各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を，当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって，替えることができること。また，道徳科の各学年の内容の一部又は全部を，当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって，替えることができること。
- ③ 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の外国語科については，外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- ④ 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を，当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって，替えることができること。
- ⑤ 中学部の外国語科については，小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。
- ⑥ 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができること。

22 次の文は、特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月告示）に示された、第1章 総則 第4 教育課程の役割と編成等の中で、教育課程の編成上の留意事項について述べた内容から一部抜粋したものである。ア～エに当てはまる語句の組み合わせとして正しいものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

幼児の生活は、入学当初の一人一人の[ア]や教師との触れ合いを通して幼稚部における生活に親しみ、[イ]していく時期から、他の幼児との関わりの中で幼児の[ウ]な活動が深まり、幼児が互いに必要な存在であることを認識するようになり、やがて幼児同士や学級全体で目的をもって[エ]して幼稚部における生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。

- | | | | | | | | | |
|---|---|----|---|----|---|-----|---|----|
| ① | ア | 遊び | イ | 安定 | ウ | 主体的 | エ | 協同 |
| ② | ア | 学習 | イ | 安定 | ウ | 創造的 | エ | 活動 |
| ③ | ア | 遊び | イ | 成長 | ウ | 対話的 | エ | 協同 |
| ④ | ア | 経験 | イ | 自立 | ウ | 対話的 | エ | 行動 |
| ⑤ | ア | 学習 | イ | 成長 | ウ | 創造的 | エ | 行動 |
| ⑥ | ア | 経験 | イ | 自立 | ウ | 主体的 | エ | 活動 |

2 3 次の文は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示された、第2章 各教科 第1節 小学部 第1款 視覚障害者，聴覚障害者，肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の中で、視覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における配慮事項について抜粋したものである。内容に該当しないものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。

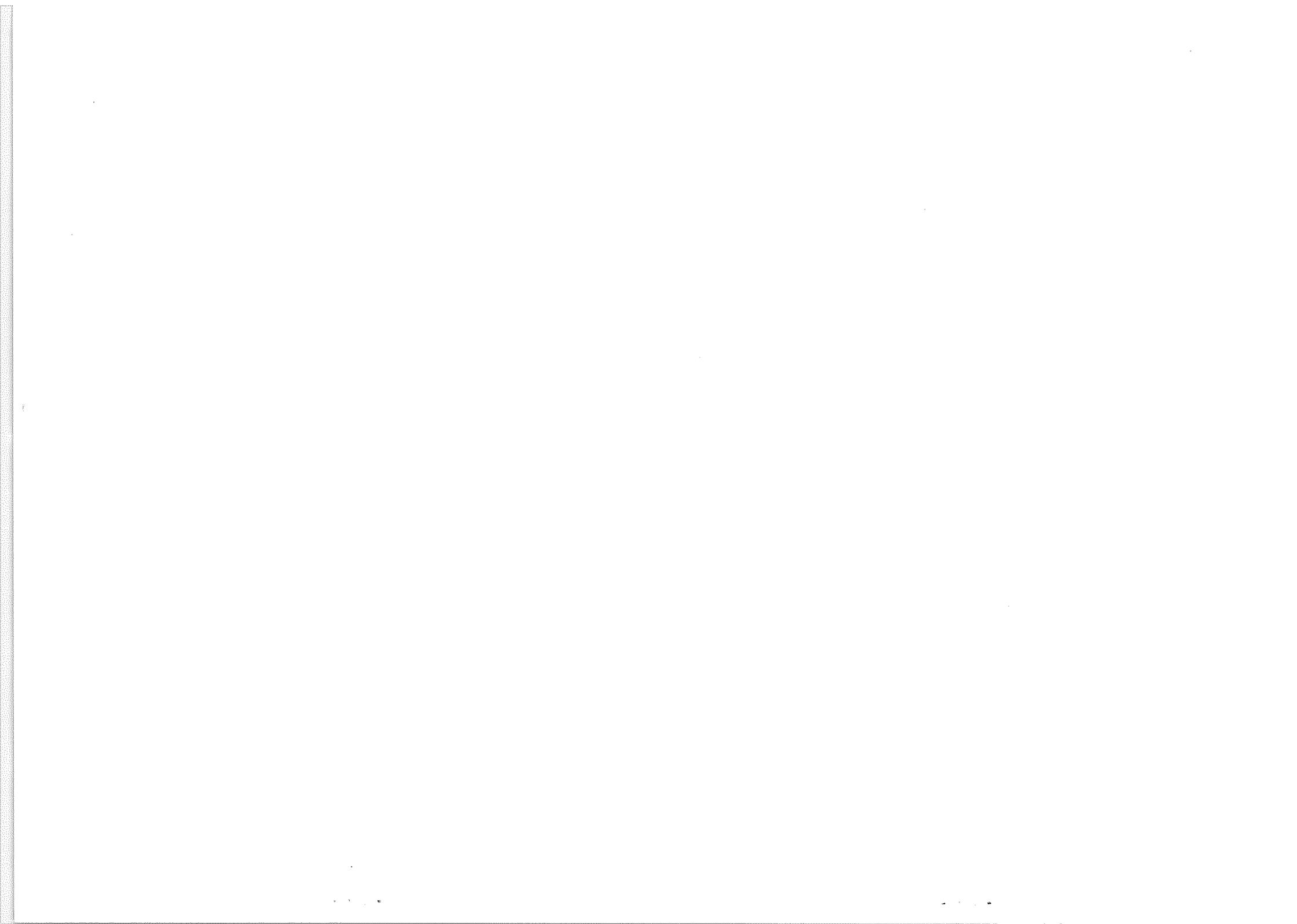
- ① 児童が聴覚，触覚及び保有する視覚などを十分に活用して，具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて，的確な概念の形成を図り，言葉を正しく理解し活用できるようにすること。
- ② 児童の視覚障害の状態等に応じて，点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し，習熟させること。なお，点字を常用して学習する児童に対しても，漢字・漢語の理解を促すため，児童の発達の段階等に応じて適切な指導が行われるようにすること。
- ③ 児童の視覚障害の状態等に応じて，指導内容を適切に精選し，基礎的・基本的な事項から着実に習得できるように指導すること。
- ④ 視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法を工夫するとともに，コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し，指導の効果を高めるようにすること。
- ⑤ 児童が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように配慮することで，空間や時間の概念を養い，見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにすること。

24 次の文は、令和4年6月時点の厚生労働省のホームページに掲載されている「障害者手帳」について説明した内容を一部抜粋したものである。内容について誤っているものを、次の①～⑥の中から一つ選べ。

- ① 障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。
- ② 身体障害者手帳は、身体の機能に一定以上の障害があると認められた方に交付される手帳です。原則、更新はありませんが、障害の状態が軽減されるなどの変化が予想される場合には、手帳の交付から一定期間を置いた後、再認定を実施することがあります。
- ③ 精神障害者保健福祉手帳は、一定程度の精神障害の状態にあることを認定するものです。精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、様々な支援策が講じられています。
- ④ 精神障害者保健福祉手帳の等級は、精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断され、1級から3級まであります。
- ⑤ 療育手帳は、児童相談所又は病院において、知的障害があると判定された方に交付される手帳です。
- ⑥ 療育手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることが出来ます。

2 5 次の文は、令和3年6月に文部科学省が示した「小学校等における 医療的ケア実施支援資料 ～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」 第3編 医療的ケアの状態等に応じた対応 第4章 経管栄養の中で、教職員が教育活動を行うに当たって留意することを抜粋したものである。内容について誤っているものを、次の①～⑤の中から一つ選べ。ただし、内容に誤りがない場合は⑥を選べ。

- ① 経管栄養カテーテルの挿入部に留意すれば、特に活動に制限はないが、胃ろうを利用してしている子供の腹臥位（うつぶせ）姿勢の際には、胃ろう部の圧迫に留意する。
- ② 口から食べることができる子供でも、十分な量を経口から摂取できない時に経管栄養を使用したり、水分のみ経管栄養を使用したりする場合があるので、事前に医師や看護師等、保護者と対応について確認しておく。
- ③ 医療的ケア児の状況によっては、ミキサー食にすれば、給食を胃ろう部から注入することが可能な場合もある。その場合、市町村教育委員会や学校、医師や看護師等、保護者などの間で、対応方法等について、十分に話し合うことが望ましい。
- ④ 着替えをする際に、衣服が経鼻経管あるいは胃ろう部のカニューレに引っ掛からないように注意する。
- ⑤ 他の子供と接触することが想定される体育などの教育活動においては、経鼻に留置している経管が抜けないよう注意する。



令和5年度採用 岐阜県公立学校教員採用選考試験
第1次選考試験 特別支援学校

問題番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
正解	④	①	⑤	②④⑧	①	⑥	⑤	④	②	③

問題番号	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
正解	③	④	①	⑤	④	②	②⑨	⑩	③	⑥

問題番号	21	22	23	24	25
正解	⑦	①	④	⑤	⑥

